

○二宮町議会議会報告会及び意見交換会実施要綱

平成 25 年 3 月 28 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、議会の活動状況等について町民への説明責任を果たすとともに、町民との意見交換を行うために実施する議会報告会（以下「報告会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(時期等)

第 2 条 報告会は、当初予算と決算議決後に開催する。

2.報告会は、町内の 3 か所で開催する。

(実施内容)

第 3 条 次の各号に掲げる事項の報告を行うものとする。

(1) 議決の概要

(2) その他重要と思われる事項

2 前 2 項の報告等を行う場合、議員は自己の意見を述べてはならない。

(構成)

第 4 条 報告会は、議員全員で実施する。

2 構成議員は、議長、副議長、常任委員会正副委員長は必ず出席する。

(報告会運営委員会)

第 5 条 報告会の円滑な実施運営のため、報告会運営委員会（以下「運営会議」という。）を設置する。

2 運営委員会は、議長によって構成する。

3 運営委員会には委員長を置き、委員の中から互選する。

(役割分担)

第 6 条 報告会における司会者、報告者及び記録者を置く。

(日程及び会場)

第 7 条 報告会の日程及び会場は、運営委員会が決定する。

(記録)

第 8 条 報告会の記録は、記録者において別記様式による議会報告会実施報告書（以下「報告書」という。）に要点記録する。

(報告会次第)

第 9 条 報告会の次第は概ね次のとおりとし、会議時間は 2 時間をめどとする。

次第

(1) 開会あいさつ

(2) 議会報告

(3) 質疑応答

(4) 意見交換会

(5) 閉会あいさつ

(配付資料)

第 10 条 報告会で配付する資料は、適宜準備するものとする。

(結果報告)

第 11 条 委員長は、報告会終了後に結果報告を第 8 条に規定する報告書により運営会議を経て議長に提出する。

2 前項の報告書のうち意見・要望等については、町議会ホームページに掲載する。

3 行政に対する要望、提言で重要なものは、運営委員会で協議の上、議長が町長に文書等で通知するものとする。

(意見交換)

第 12 条 町民の自由な意見、要望、提言等を聞くものとする。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。